

松江市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

松江市消防本部の組織に関する規則（平成 17 年松江市規則第 262 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第 2 条 消防本部に、次の課、室及び係を置く。</p> <p>消防総務課 総務係 人事職員係 消防団室 消防団係 予防課 予防係 危険物保安係 査察室 北査察係 南査察係 警防課 災害対策係</p> <p>救急課 救急管理係 救急指導係</p> <p>通信指令課 通信一係 通信二係 通信三係</p> <p>2 前項に規定する消防団室は消防総務課に、査察室は予防課に_____所属する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 課、室及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>消防総務課～警防課 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第 2 条 消防本部に、次の課、室及び係を置く。</p> <p>消防総務課 総務係 人事職員係 消防団室 消防団係 予防課 予防係 危険物保安係 査察室 北査察係 南査察係 警防課 災害対策係</p> <p>救急室 救急係</p> <p>通信指令課 通信一係 通信二係 通信三係</p> <p>2 前項に規定する消防団室は消防総務課に、査察室は予防課に、救急室は警防課に所属する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 課、室及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>消防総務課～警防課 略</p> <p>救急室</p> <p>救急係</p> <p>(1) 救急業務の実施計画に関すること。</p> <p>(2) 救急高度化に関すること。</p>

- (3) 救急技術の調査研究及び指導に関すること。
- (4) 救急業務の教育訓練及び研修に関すること。
- (5) 救急医療機関との連絡調整に関すること。
- (6) メディカルコントロール協議会に関すること。
- (7) 応急手当の普及啓発に関すること。

救急課

救急管理係

- (1) 救急業務の実施計画に関すること。
- (2) 救急医療機関との連絡調整に関すること。
- (3) メディカルコントロールに関すること。
- (4) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

救急指導係

- (1) 救急高度化に関すること。
- (2) 救急業務に係る教育訓練、指導及び研修に関すること。
- (3) 救急技術の研究に関すること。
- (4) 研修センターに関すること。

通信指令課 略

通信指令課 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。